

河合町国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

河合町長 岡井 康徳

河合町規則第 2 号

河合町国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

河合町国民健康保険運営協議会規則（昭和35年4月河合村規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

河合町の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

第1条中「河合町国民健康保険運営協議会」を「河合町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。